

★ 建設工事執行規則の一部を改正する規則（規則第三十四号）（建設産業課）

一 改正の要旨

建設工事における契約事務のデジタル化の推進を図るため、電磁的方法による契約保証に係る保証証書の取扱いを追加するなど、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和六年六月一日